

『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚の特殊性

－難提の話をめぐって－

李 薇

1 序

淫戒は律蔵の最も重い罪である波羅夷法の第一条であり、比丘の性行為を禁止している規定である。現存する六部の律蔵、パーリ律、『四分律』、『五分律』、『十誦律』、『根本説一切有部律』、『摩訶僧祇律』に、淫戒に関する、例えば淫戒の条文が制定された因縁としての物語や、条文の内容や、条文に対する解釈及び比丘が淫行した事例などが書かれている。本論で中心とする因縁譚(nidāna)というのは、その中、条文が制定された因縁としての物語である。

パーリ律の淫戒因縁譚は3例ある。須提那迦蘭陀子比丘が出家する前に結婚していた妻と不浄行を行わずの話、比丘が雌猴と不浄行を行わずの話、跋耆子比丘が戒を捨てず戒羸を告示せず不浄行を行わずの話の3例である。須提那迦蘭陀子比丘の話によって、「何れの比丘と雖も不浄法を行ぜば、波羅夷にして共住すべからざるものなり」と制戒した。そして、比丘が雌猴と不浄行を行わずの話によって、不浄法の対象が畜生まで拡大した。そして跋耆子比丘の話によって、「戒を捨てず戒羸を告示せず」という条件を条文に加え、最終的に「何れの比丘と雖も、比丘の学戒を受け、戒を捨てず、戒羸きを告示せずして、不浄法を行ぜば、たとひ畜生と為すと雖も、波羅夷にして、共住すべからざるものなり」と制戒した。⁽¹⁾

『四分律』、『五分律』、『十誦律』、『根本説一切有部律』の淫戒因縁譚はパーリ律と類似する。しかし、『摩訶僧祇律』の淫戒因縁譚は、上記の律蔵と全く異なる面を持っている。

『摩訶僧祇律』の淫戒因縁譚の事例数は18例ある。パーリ律の3例より、15例多い。これについて、平川彰(1993)は以下のように指摘している。

『僧祇律』は大衆部系の律であるためか、条文を四回改訂している。最初は耶舎を主題とする因縁譚を出して条文を制定し、次に毘舍離の比丘の因縁譚を示して「不還戒にして姪法を行ずる」ことを禁ずる戒文を出し、第三に同じく毘舍離の比丘を縁として、「戒羸不捨戒」を禁ずる戒文をだし、最後に禪難提が死馬に姪行した話をはじめ、種種の例を出し、猿猴精舎の比丘が雌猿猴と通じた話を出している。多くの例を出したあとで、第四に確定した条文を示している。因縁譚の内容や配列の順序などが上座部系諸律とかなり異なっている。しかし姪戒の条文そのものは、上座部系とほとんど変わっていない。これは、条文は部派分裂以前から、すでに確定していたことを示すものであろう⁽²⁾。

しかし、まだ解明されていない問題がある。例えば波羅夷法第一条淫戒因縁譚の形について、『摩訶僧祇律』にある形が古いのか、他の広律の形(3例)が古いのかという問題である。

本論では、『摩訶僧祇律』の因縁譚を紹介した上で、先行研究を踏まえて、波羅夷罪第一条淫戒因縁譚の形について、『摩訶僧祇律』にある形(18例)が古いのか、他の広律の形(3例)が古いのかという問題を中心に考察する。

2 『摩訶僧祇律』の因縁譚の内容

上座部の五部広律にある須提那迦蘭陀子比丘が出家する前に結婚していた妻と不浄行を行ずる話は、『摩訶僧祇律』にも存在する。淫行をする比丘の名前は耶舎となっている⁽³⁾。また二種の前世譚を中に挟んでいる。それは、劫初光音天の衆生が地を食べ、執着心が生じ、最初に不浄行をした話と、金色鹿王と国王夫人の話である⁽⁴⁾。『摩訶僧祇律』はこの話によって、一回目の制戒を行った。

内容はパーリ律と同じく、授戒した比丘が淫行をすれば、波羅夷罪になるというものである。

二回目の制戒因縁は毘舍離の二離車子比丘俗衣を著、淫を行う話である。これは他律の因縁譚にはない。この話によって、世尊は「戒を還さず」（戒を捨てないこと）を条文に加えた。

三回目の戒羸の制戒因縁は、毘舍離比丘が仏法に苦しんでいるなどの愚痴を言う話である。

四回目の因縁譚は難提比丘が死馬と淫行する話である⁽⁷⁾。この話の中にも、難提比丘の前世譚を挟んでいる。鹿斑童子が天女によって、梵行をやぶられたという話である。この前世譚は『生経』から引用されたと『摩訶僧祇律』に書かれている。この話によって、非人と淫行するのも波羅夷罪になると制戒した。

五回目の因縁譚は母猴と淫行をする話である。これで、条文の内容に対応する制戒因縁の記載が終わる。その後には、他の話も因縁譚として記載されているが、詳細は省略する。

以下、『摩訶僧祇律』淫戒にある 18 例の因縁譚とその末尾にある世尊の言葉を順序通りに整理する。⑭及び⑮因縁譚は比丘と関係しない例である。その末尾にある世尊の言葉も起こった比丘の行為に対する判定ではなく、ただ仮想的な状況に対する判定である。

因縁譚（①～⑮） → 世尊の言葉

① 耶舎の話

→若し比丘、和合僧中に於て具足戒を受けつゝ、姪法を行ぜんには、是の比丘、波羅夷を得ん、應に共住すべからず⁽⁸⁾

② 毘舍離二離車子比丘が俗衣を着て淫行する話

→若し比丘、和合僧中に於て具足戒を受けつゝ、若し還戒せずして而姪法を行ぜんに、是の比丘、波羅夷罪を得ん、應に共住すべからず⁽⁹⁾

③ 毘舍離比丘が愚痴を言う話

→若し比丘、和合僧中に於て具足戒を受けつゝ、還戒せず、戒羸にして戒

を捨せずして便ち姪法を行ぜんに、是の比丘、波羅夷罪を得ん、應に共住すべからず⁽¹⁰⁾。

④ 難提の話

→乃至非人中にも亦波羅夷を犯ず、應に共住すべからず⁽¹¹⁾。

⑤ 母猴の話

→畜生を犯す者も亦波羅夷なり。比丘當に知るべし、三事ありて波羅夷を犯す。何等をか三とす、人と非人と畜生と、是れを三と為す⁽¹²⁾。

⑥ 比丘が非道において淫行する話

→非道も亦波羅夷を犯す⁽¹³⁾。

⑦ 比丘が男子と淫行する話

→男子とも亦波羅夷を犯す⁽¹⁴⁾。

⑧ 比丘が黄門と淫行する話

→「黄門に姪するも亦波羅夷を犯す」と。佛言はく、「比丘、三處に波羅夷を犯す。何等をか三とす。男・女・黄門、是れ三と為す⁽¹⁵⁾」と。

⑨ 身体を褻み、形を露す話

→身を褻み形を露すも、亦た波羅夷を犯す⁽¹⁶⁾。

⑩ 彼覆う汝露る話

→彼れ覆ひ汝露なるにも、亦波羅夷を犯す。乃至、齊ること胡麻の如くなるも亦波羅夷を犯す⁽¹⁷⁾。

⑪ 自ら己の後道において淫行する話

→自ら己れに於て欲を行ずるも、亦波羅夷を犯す⁽¹⁸⁾。

⑫ 自分の口で淫行する話

→自の口も亦波羅夷犯す。比丘、三處に於て姪を行ず、口と大小便道となり、盡く波羅夷を犯す⁽¹⁹⁾。

⑬ 中に入り淫行し外に不淨を出す、あるいは外で淫行し内に不淨を出す話

→内に欲を行じて外に不淨を出し、外に欲を行じて内に不淨を出すも、乃至、齊ること胡麻の如くなるも、亦波羅夷を犯す⁽²⁰⁾。

⑭ 淫女が王に罰され、女形が割られる話

→時に尊者優波離、此の姪女に因みて、時を知りて而して世尊に問ふらく、「若し人ありて其形を割去せんに、若し比丘ありて壞形の中に於て姪を行ぜんには、波羅夷罪を犯するや不や」。佛言はく、「波羅夷なり」。又復問うて言さく、「世尊、若し形にして其身を離るゝに、此の離れたる形に就いて姪を行ぜんには波羅夷なりや不や」。佛言はく、「偷蘭罪を得るなり」。又復問うて言はく、「世尊、此の形、還た合するも瘡未だ愈えざるに、中に於て姪を行ぜんには波羅夷を犯するや不や」。佛言はく、「波羅夷なり」と。⁽²¹⁾

⑮ 阿闍世王の童子が口で淫行する話

→爾時、尊者優波離、時を知りて而して世尊に問ふらく、「若し比丘、比丘と共に口中に姪を行ぜんには、波羅夷を犯するや不や」。佛言はく、「俱に波羅夷なり」。又復、佛に白して言さく、「世尊、比丘と沙彌と與に共に口中に姪を行ぜんには、波羅夷を犯するや不や」。佛言はく、「比丘は波羅夷にして、沙彌は驅出せよ」。又復、白して言さく、「世尊、比丘と白衣と與に共に口中に姪を行ぜんには云何」。佛言はく、「比丘は波羅夷にして、白衣は（自ら）之れを如何すべきかを知らん」と。又世尊白さく、「比丘、比丘尼と共に口中に姪を行ぜんに、波羅夷を犯するや不や」。佛言はく、「俱に波羅夷なり」。乃至、「外道の出家と比丘と共に口中に姪を行ぜんには云何」。佛言はく、「比丘は波羅夷にして、外道は（自ら）之れを如何すべきかを知らん」と。⁽²²⁾

⑯ 兀女に淫行する話

→兀とは若しは左手及び右脚、若しは右手及び左脚のみなるを、是れを兀女と名け、若し姪する者は波羅夷を犯す。⁽²³⁾

⑰ 狂眠女に淫行する話

→狂眠女を姪する者、亦波羅夷を犯す。⁽²⁴⁾

⑱ 死女と淫行する話

→死女に姪するも亦波羅夷を犯す。三事ありて、比丘、姪を行ぜんに波羅夷を犯す。何等をか三とす、死と眠と覺となり。⁽²⁵⁾

これらの話が終わって、最後に世尊が制裁する。

若比丘於和合僧中受具足戒。不還戒戒羸不出相行姪法。乃至共畜生。是比丘得波羅夷。不應共住。(T22.235c)

書き下し：

若し比丘、和合僧中に於て、具足戒を受けつつ、還戒せず、戒羸なるも相に出さずして姪法を行じ、乃至、畜生と共にせんには、是の比丘、波羅夷罪を得ん、應に共住すべからず。⁽²⁶⁾

この条文は他の律藏の条文と合致する。

以上で、『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚の構成を簡単に説明した。これから、波羅夷法第一条淫戒因縁譚の形について、『摩訶僧祇律』18話と他の広律3話のいずれが成立年代が古いのかという問題を検証する。『摩訶僧祇律』に特有の淫戒因縁譚が元々因縁譚にあったのか、後から入れられたのが判別できれば、いずれの淫戒因縁譚の形が古いのかという問いに答えることができると考える。答えの糸口は、『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚の④の難提の話である。なぜなら、この難提の話は『摩訶僧祇律』、『四分律』、『五分律』、『十誦律』、「根本説一切有部律」の五部広律に共通する事例であり、『摩訶僧祇律』と他の広律との違いを論じる時、共通事例が注目されやすいからである。

ここでは、まず難提の話が元々因縁譚に存在したかあるいは後から淫戒因縁譚に入れられたか考察する。その後、各広律に共通する事例を除いて、『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚に特有の因縁譚を考察する。

3 各律が語る難提の話

難提の話は、坐禪が得意な難提比丘が天女に誘われ、淫欲が出たが、天女に逃げられ、死馬と淫行する話である。

パーリ律以外の他の漢訳広律にも対応する事例が見出せる。例えば、『四分律』では、難提の話は波羅夷学悔が制定された因縁譚である。波羅夷学悔は、淫戒波羅夷罪を犯した場合、本来なら罪を犯した比丘がサンガから追放されるのに、羯磨によって、特別の身分を得、サンガに残ることができるという定めである。『四分律』では、死馬と淫行した後に、難提は後悔し、世尊に波羅夷学悔を乞い、それにより、サンガで羯磨が行われた。最後には、特別の身分として、難提がサンガに残された。他の漢訳広律も似た内容である。

ここでは、難提の話が元々『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚に存在したのか、あるいは『四分律』律などのように波羅夷学悔の因縁譚として犍度部に存在したのかについて考察する。

まず、各広律における難提の話の位置について説明する。

『四分律』では、難提の話は二回出てくる。一回目 (a) は受戒犍度に出て、二回目 (b) は淫戒の判例集 (調部にある) に出てくる⁽²⁷⁾。二回とも内容は同じで、波羅夷学悔と関連している。

『五分律』では、難提の話は淫戒の判例集 (調伏法) に一回出てくる⁽²⁸⁾。

『十誦律』では、難提の話は『四分律』と同じく二回出てくるが、二回とも淫戒判例集に登場している⁽²⁹⁾。

「根本説一切有部律」の難提の話は、『根本説一切有部毘奈耶雜事』にあり、比丘の名前は「歡喜」となっている⁽³⁰⁾。

『摩訶僧祇律』の難提の話は前に述べたように、二回出てくる。それらは連続する形で出現し、淫戒因縁譚に出てくるのが難提が死馬と淫行する話 (a) であり、犍度部に出てくるのが波羅夷学悔の因縁譚 (b) である⁽³¹⁾。下表にまとめることができる。

『四分律』 (a=b)	『五分律』	『十誦律』 (a= b)	「根本説一切有部律」	『摩訶僧祇律』
a. 受戒韃度 b. 判例集 (同 a)	調伏法	a. 経分別にある 淫戒判例集 b. 雜誦にある淫 戒判例集(同a)	『根本説一切有部毘奈耶 雜事』 歡喜比丘の話	a. 淫戒因縁譚 b. 明雜誦跋渠法 (波羅夷学悔, a の続き)

次に、難提の話の内容を説明する。

『四分律』、『五分律』、『十誦律』、「根本説一切有部律」にある「波羅夷学悔」の規定は異同がある。難提の話の梗概は以下である。

難提が死馬と淫行する⇒世尊に告す⇒羯磨が行う⇒波羅夷学悔を与える

しかし、『摩訶僧祇律』は異なっている。まず、『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚に前半部分が登場し、その続きとしての後半部分は韃度部に出てくる。また、前半部分では前世譚、及び制戒の記述が混ぜられている。以下である。

〔因縁譚〕 難提が死馬と淫行する⇒世尊に告す⇒世尊が判定する⇒前世譚⇒波羅夷条文制戒⇒〔韃度部〕 羯磨が行う⇒波羅夷学悔を与える

4 先行研究

波羅夷学悔に関する研究は二つある。山極伸之(1996)は、波羅夷学悔がパーリ律にはなく、漢訳の広律、さらにサマンタパーサーディカー(パーリ律の注釈書)にあるので、この波羅夷学悔は律内部の新しい変更であると言う。Shayne Clarke(2001)は、「学悔の規則を呵責・覆藏羯磨等よりそのまま抜き取り」したものであると指摘する。⁽³²⁾つまり規定としての波羅夷学悔が新しくできた規定である可能性が高いということになる。

さらに、難提の話に最も関係深い先行研究はClarke(2009)である。この論文を詳細に説明しておきたい。

この論文の中で、Clarke(2009)は以下の考察を述べている。

1. 『摩訶僧祇律』因縁譚の難提の話の前半は波羅夷学悔について、何も言及

していない。これは淫行対象を人乃至非人に広げるため、使われた。因縁譚の「難提が死馬と淫行する」の死馬には、実際に非人が隠れているとする。⁽³³⁾

2. Clarkeは難提の例によって、各律の資料を四種類に分ける：(1)『摩訶僧祇律』淫戒の因縁譚。この資料では波羅夷学悔について言及されていない。(2)波羅夷学悔と関連する『摩訶僧祇律』犍度部にある話。(3)難提の話及び波羅夷学悔が同時に出てくる「根本説一切有部律」、『四分律』、『五分律』、『十誦律』。(4)難提の話と波羅夷学悔がないパーリ律。⁽³⁴⁾

3. さらに、この分類に基づいて、Clarkeは以下のように推測した。

『摩訶僧祇律』因縁譚と（パーリ律）は難提の「学悔」の例が書かれていないので、『四分律』、『五分律』、『十誦律』、「根本説一切有部律」及び『摩訶僧祇律』の犍度部（Varga）から離れて、独立した律の資料である。⁽³⁵⁾

4. また、この論文では、Clarke（2001）と類似する結論が推測されている。つまり、波羅夷学悔という規定は新しく作られたと考えられている。しかし、その根拠の一つである「『摩訶僧祇律』では、学悔に関連する難提の話がある犍度部は難提が追放される経分別より新しい」（Further more this rule is also found in the Varga section of the Vinaya of the Mahāsāṅghikas, a section which might postdate the Vibhaṅga section in which Nandika is simply banished）⁽³⁶⁾ というのは不十分だと考える。この根拠が成り立つ前提は難提の話が元から淫戒因縁譚に属していたということであるからである。

もし他の可能性を考えるならば、例えば、もし難提の話が元々『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚に属しておらず、後から淫戒因縁譚に入れられたとすれば、「淫戒因縁譚より新しいから、犍度部にある波羅夷学悔という規定も新しいのである」という結論は成り立たない。この論文の中では、『摩訶僧祇律』の淫戒因縁譚にある難提の話は犍度部にある波羅夷学悔の因縁譚と分けて考えている。この考えは難提の話が元々淫戒因縁譚に属したということを前提としている。前と同じく、もし難提の話が後から淫戒因縁譚に入れられたとすれば、『摩訶僧祇律』の淫戒因縁譚にある難提の話と犍度部にある難提の話は、『四分律』などと同

じく、一つの話であった可能性があるので、両者を分けて考えるという説も成り立たない。

5 難提の話の考察

難提の例が元来『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚に存在したか、あるいは『四分律』などの犍度部に存在したかという視点から考察すると、以下の変遷が考えられる。

『摩訶僧祇律』では、この難提の話は経分別の淫戒因縁譚にある。すると、『四分律』などでは、波羅夷学悔を作った時には、この話が淫戒の因縁譚から取り出して、犍度部に入れ、波羅夷学悔の因縁譚にしたという可能性がある。

これに対して、『四分律』などでは、この話は淫戒因縁譚と関係なく、波羅夷学悔の因縁譚として、犍度部或いは他の箇所にある。すると、『摩訶僧祇律』では、この例の一部分をとって、波羅夷学悔の因縁譚から、淫戒の因縁譚に入れ、さらに、前世譚を付加えられたという可能性を考える。この考えに従えば、現在の『摩訶僧祇律』の淫戒因縁譚は、他の律の淫戒因縁譚より、新しいということになる。

考察にうつるまえに、『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚難提の話にある前世譚について、説明しておきたい。『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚の難提の例の後には、「鹿斑童子が天女によって、梵行がやぶられた」という前世譚が加えられた。この前世譚はジャータカからの引用であると考えられる。『摩訶僧祇律』には、「如生經中説」(T22.233a21)と書かれているからである。よって、『摩訶僧祇律』における「難提の話+前世譚」という形は新しい形である。ここでは、前世譚を除いて、難提の話だけを考察する。

結論として、後者の可能性が高いと考える。それは以下のような理由による。

1. 『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚の難提の話は因縁譚として相応しくない。

周知のように、因縁譚が存在する理由は、条文を作成するためである。よっ

て、因縁譚の末尾には、世尊がこの話をきっかけとして、条文に新しい内容を加えた上で、「諸比丘の為に戒を制すべし。未だ聞かざる者に聞かしめ、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」と言い、条文を改めて誦えるという特徴がある⁽³⁷⁾。

『摩訶僧祇律』では、淫戒以外他の条文の因縁譚にはこの特徴を持っている。しかし『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚では①耶舎の話、②毘舍離二離車子比丘が俗衣を着て淫行する話、③毘舍離比丘戒羸話の末尾に、このような特徴が見られる。④難提の話には、このような特徴が見られず、世尊が最後に「乃至非人中にも亦波羅夷を犯す、應に共住すべからず」と言った。条文を新しく制戒する形をとっていないのである。

2. さらに、難提の話の末尾にある世尊の言葉「非人は波羅夷罪を犯す」は条文と関連しない、条文より後の時代に編纂された条文解釈などの部分に書かれている内容と一致する。

『摩訶僧祇律』淫戒の条文は「具足戒を受戒した比丘」、「不還戒」、「戒羸不出」、「行姪法」、「乃至共畜生」、「波羅夷罪になる」という六つの要素にまとめることができる。

難提の話によって、世尊が言った「乃至非人中にも亦波羅夷を犯す、應に共住すべからず」というのは、条文の内容と関係しないので、因縁譚としての機能を果たしていない。そして、この非人とは、条文解釈部分に説かれている淫行する対象の一つである。

以上、難提の話が因縁譚として、相応しくない点を二つ述べた。難提の話が元々因縁譚ではなかった可能性が高い。それだけではない。難提の話にも矛盾がある。

3. 『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚の難提の話自体に不自然さがある

『摩訶僧祇律』にある難提の話のあらすじは整理すると、以下のようになる。

第一部分：難提比丘が天女に誘われたあげく、死馬と淫行した。自分が波羅夷罪になることを自覚し、比丘たちに言った。比丘たちが世尊に報告した。世尊が「是の難提善男子は自ら所犯の重罪を説けり、應に當に驅出すべし」と判定した。⁽³⁸⁾

第二部分：難提比丘の前世である鹿斑童子が天女によって、梵行が破られた前世譚

第三部分：世尊が「乃至非人中にも亦波羅夷を犯す、應に共住すべからず」と語った。

まず、世尊が難提に対して二回の判定することは不自然である。

第一部分では世尊が「是の難提善男子は自ら所犯の重罪を説けり、應に當に驅出すべし」と判定した。また、第三部分では、この事件によって、新しい要素「非人」が波羅夷罪に該当する範囲に加えられ、再度「乃至非人中にも亦波羅夷を犯す、應に共住すべからず」と判定した。

このパターンをまとめると、「因縁譚+判定+前世譚+世尊の判定」となるが、ほかの『摩訶僧祇律』にある「因縁譚+（前世譚）+制戒」のパターンと比べて、特殊な形式をとっている。

また、文脈上の不自然さもある。

因縁である難提が死馬と淫行することと最後に世尊の判定した言葉との間に、ずれがある。

この話の中で、難提が死馬と淫行するという因縁によって、世尊は「非人と淫行すれば、波羅夷罪になる」と述べた。しかし、この話では、難提が淫行する対象は非人ではない。死馬であることは明らかである（下線の箇所である）。

難提往就。天女疾疾而去。難提追逐到祇洹塹。塹中有王家死馬。天女到死馬所隱形不現。時難提欲心熾盛即姪死馬。(T22.232b)

書き下し：

難提往き就らんとするに天女疾く疾く而して去り、難提追逐して祇洹の壟に到るに、壟中に王家の死馬あり、天女、死馬の所に到りて形を隠して現はれず、時に難提、欲心熾盛にして即ち死馬に姪⁽³⁹⁾せり。

難提は死馬（畜生）と淫行した。これを世尊は「非人と淫行するのが波羅夷になる」と判定した。因縁と判定の内容が一致していない。

また、律蔵の因縁譚は、登場する制戒因縁によって条文に新しい内容を加える。『摩訶僧祇律』淫戒の因縁譚において、難提の話が登場する時に、条文にはすでに「還戒せず、戒羸にして戒を捨てずして便ち姪法を行ぜんと、波羅夷罪になる」と制定されている。

この話の第一部分で、難提は死馬と淫行した後に、自分が波羅夷罪になることを自覚し、比丘たちに言った。比丘たちが世尊に報告し、世尊は難提を追放すべきと判定した。

この話の時点では、まだ「畜生と淫行することが波羅夷になる」と規定されておらず、判定基準がない。しかし、難提の話の記述では、難提はすでに自分が波羅夷罪になると判った上で、比丘たちに自白している。判定基準がすでに規定されているという前提の出来事と見えるから、文脈上に不自然な点があると考えられる。

ちなみに、難提が死馬と淫行した話を非人の因縁とし、⑤母猴と淫行する話（畜生の制戒因縁）の前に置くことは、各広律の条文解釈部分に共通する淫行対象の分類「人、非人、畜生」の順序に従った結果であると考えられる。

すでに述べたように、『四分律』、『五分律』、『十誦律』と「根本説一切有部律」にも、難提の話がある。しかし、これら広律にある難提の話は上記のような矛盾がない。

なぜならば、一つには、他の広律の難提の話は因縁譚ではなく、ただ判定事例と位置づけられている。ゆえに、これら広律の難提の話には、「追放すべき」

という罰の判定しか存在しなく、『摩訶僧祇律』のように「非人も波羅夷なり」という罪の判定はない。したがって、同じ事例で、二度も判定を入れた不自然性もない。

もう一つ、他の広律の難提の話は淫戒の因縁譚には存在せず、因縁譚以外の箇所、条文が完成されたという前提で出てくる。上記した文脈の不自然さがない。

上記の理由から、難提の話及び「非人が波羅夷なり」という規定は、後の時代に『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚に入れられたと考えられる。ここから、現在『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚の形は他の広律よりも成立年代が新しいという可能性が出てくる。

6 他の因縁譚について

以上、難提の話が後の時代に挿入された可能性を論じた。ここでは、『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚にある難提の話以外の他の因縁譚を考察する。

1. 『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚には、因縁譚として相応しくない話があるから、これら話は後から淫戒因縁譚に入れられたと考えられる。

すでに述べたように、因縁譚の存在理由は、条文の制定にある。因縁譚の末尾には、世尊が話をきっかけとして、条文に新しい内容を加えた上で、改めて条文を誦えるという形式的特徴がある。

『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚の①耶舎の話、②毘舍離二離車子比丘が俗衣を着て淫行する話、③毘舍離比丘戒羸の話の末尾だけに、このような特徴が見られる。残る15例(④難提の話から⑮死女と淫行する話まで)の末尾には、条文を誦える文章が見当たらない。新しく制定された条文の内容もなく、「××亦た波羅夷罪を犯す」のような世尊の判定言葉が書かれている。

2. 『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚には、因縁譚の末尾にある世尊の言葉が条文と関連しない話がある。さらに、これら世尊の言葉の内容は、後の時代に編纂された経分別の「条文解釈」「判例集 (Vinīṭaka)」などと合致する。

『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚では、条文と関連する話は、①耶舎の話（淫行するのが波羅夷罪になると制戒し）、②毘舍離二離車子比丘が俗衣を着て淫行する話（不還戒が波羅夷罪になると制戒し）、③毘舍離比丘が愚痴を言う話（「戒羸不捨戒」と制戒し）、⑤母猴の話（畜生と淫行するのが波羅夷罪になると制戒した）の四つである。この4つの事例によってできた制戒内容は条文になっている。しかし、残りの14例の因縁譚の末尾にある世尊の言葉は、条文の内容と一致していない。このうち、9例の因縁譚の末尾にある世尊の言葉は、条文とは関係なく、条文よりも新しい部分と思われる（同じ律の中）条文解釈、判例集 (Vinīṭaka) などにある内容と一致する。ここから、これら事例は因縁譚ではなかったと考えることができる。

条文と関係しない14例の因縁譚は、④難提の話、⑥比丘が非道において淫行する話、⑦比丘が男子と淫行する話、⑧比丘が黄門と淫行する話、⑨身体を裏み形を露す話、⑩彼覆う汝露る話、⑪自ら己の後道において淫行する話、⑫自分の口で淫行する話、⑬中に入り淫行し外に不浄を出す例あるいは外で淫行し内に不浄を出す話、⑭淫女が王に罰され、女形が割られた話、⑮阿闍世王の童子が口で淫行する話、⑯兀女に淫行する話、⑰狂眠女に淫行する話、⑱死女と淫行する話である。このうち、9例の因縁譚の末尾にある世尊の言葉は、『摩訶僧祇律』の条文解釈或は判例集の中に一致する内容を見つけ出すことができる。残りの⑥比丘が非道において淫行する話、⑪自ら己の後道において淫行する話、⑭淫女が王に罰され、女形が割られた話は他律の判例集に類似事例が見られる。⑭話と⑮阿闍世王の童子が口で淫行する話は比丘とは関係のない淫行の話であり、⑯比丘が兀女に淫行する話は他の律には見当たらない。

ここで、『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚の話で条文と関連せずに、同じ律の他の部分と合致するものを整理する。

まず、参考のために、条文の内容をもう一度取り上げる。

若し比丘、和合僧中に於て、具足戒を受けつつ、還戒せず、戒羸なるも相に出さずして姪法を行じ、乃至、畜生と共にせんには、是の比丘、波羅夷罪を得ん、應に共住すべからず。⁽⁴⁰⁾

次に、淫戒因縁譚にある「世尊の言葉」と「他の部分と合致する表現」を対応させる（一致する部分を下線で表示する）。

世尊の言葉	他の部分と合致する表現
④難提の話 爾時世尊。語諸比丘。乃至非人中亦犯波羅夷。不應共住。(T22.233a)	<u>若比丘三種行姪。人非人畜生。</u> (条文解釈部分)(T22.238a)
⑤母猴の話 佛言比丘犯畜生者。亦波羅夷。比丘當知有三事犯波羅夷。 <u>何等三。人非人畜生是為三。</u> (T22.233a)	
⑦比丘が男子と淫行する話 佛言。比丘、男子亦犯波羅夷。(T22.233c)	<u>復有三種。女男黃門。</u> (条文解釈部分)(T22.238a)
⑧比丘が黄門と淫行する話 佛言比丘姪黄門亦犯波羅夷。佛言。比丘三處犯波羅夷。 <u>何等三。男女黄門是為三。</u> (T22.234a)	
⑨身体を裏み、形を露す話 佛告比丘。裏身、露形亦犯波羅夷。(T22.234a)	<u>若裏不覆。若覆不裏。亦覆亦裏。不覆不裏。乃至入如胡麻。波羅夷。</u> (T22.237c)(条文解釈部分)
⑩彼覆う汝露る例 佛言。彼覆汝露。亦犯波羅夷。乃至齊如胡麻。亦犯波羅夷。(T22.234a)	
⑫自ら口で淫行する話 佛言。自口亦犯波羅夷。比丘於三處行姪。口大小便道盡犯波羅夷。(T22.234b)	<u>復有三種。上中下道。</u> (条文解釈部分)(T22.238a)

<p>⑬中に入り淫行し外に不浄を出す話あるいは外で淫行し内に不浄を出す話 復次佛住王舍城。廣説如上。有一比丘。時到著入聚落衣持鉢。次行乞食到一姪女家。姪女語比丘言。大徳可前共作是事。比丘言。世尊制戒不得行姪。女人答言。我亦知不得行姪。但身内行欲外出不浄。比丘便隨彼意。隨彼意已心生疑悔。具白世尊。佛告比丘。汝不知我制戒不得行姪耶？」答言。世尊！我知制戒。但身内行姪外出不浄。佛言。内行於欲外出不浄。外行於欲内出不浄。乃至齊如胡麻。亦犯波羅夷」(T22.234b)</p>	<p>姪女者。佛住王舍城。爾時有比丘。時到著入聚落衣。持鉢入城次行乞食至一姪女家。姪女言。比丘共作是事來。比丘言。世尊制戒不得行。姪女言。我知世尊制戒不得行姪。汝但來内作外棄。比丘即共行欲已心生疑悔。以是因縁具白世尊。佛言。内作外棄。外作内棄。内作内棄。若入一節。乃至如胡麻。犯波羅夷罪。如是毘尼竟。是名姪女。(T22.467a) (判例集 Vinīṭaka)</p>
<p>⑰狂眠女に淫行する話 佛言。姪狂眠女者。亦犯波羅夷。(T22.235b) ⑱死女と淫行する話 佛言。姪死女。亦犯波羅夷。有三事比丘行姪犯波羅夷。何等三。死眠覺。(T22.235c)</p>	<p>復有三種：若覺若眠若死。皆波羅夷。(条文解釈部分) (T22.238a)</p>

3. 『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚には、矛盾を持っている事例がある。

一つは前に述べた難提の例の不整合である。すなわち、難提が死馬と淫行したが、「非人と淫行すれば、波羅夷罪になる」と世尊が判定したということである。この話だけではなく、他の因縁譚も不整合性を持っている。ここで、これら不整合の事例を以下に整理する。

a. ⑥比丘非道で淫行する話

比丘が女人に誘われて、「世尊は姪行していけないと制戒した」と断る。女人はさらに「常道なら(口・大便道・小便道)、波羅夷であるが、非道なら波羅夷ではない」といい、比丘を誘った。最後に、世尊は「非道亦た波羅夷を犯す」と判定した。

問題となるのは、非道で淫行するならば、波羅夷罪になるか否かということである。他の広律と対照すると、非道で淫行するならば、例外なく、偷蘭遮罪

になると規定している。また、『摩訶僧祇律』淫戒經分別の条文解釈にも、非道ならば波羅夷罪でなく、偷蘭遮罪であると規定している。

条文解釈：

若女人身裂為二分。就一一分行姪者。得偷蘭罪。若繫縛令合行姪者。波羅夷。若女人段為三分。比丘於下分行姪。波羅夷。中分行姪偷蘭罪。上分行姪。波羅夷。(T22.237c)

ここでは、女人の体が縦に二つに分けられ、いずれをもって淫行しても、偷蘭遮罪になる。また、もし横に三つに分けられ、真ん中の部分で淫行するならば、偷蘭遮罪になると書かれている。これら想定されているのはすべて普通の三道で淫行するのではなく、非道で淫行するという状況である。しかし、判定された罪は、因縁譚に規定された波羅夷罪ではなく、偷蘭遮罪である。これは因縁譚と矛盾する。この話が強引に因縁譚に入れられたことによって、生じた矛盾であると考えられる。

「非道」による淫行が偷蘭遮罪になるとすれば、この話が淫戒因縁譚に入る必要がなくなる。『摩訶僧祇律』の因縁譚に出てくる話は、全て波羅夷罪になるという特徴があるからである。波羅夷罪の因縁譚の役割は条文に新しい内容を入れることである。この挿入された内容が波羅夷罪に対応しなければならないはずであり、他の罪に対応するのが不自然である。『摩訶僧祇律』の編纂者は、本来に因縁譚ではない事例が強引に因縁譚に入れ、さらに罪の判定も因縁譚に合わせて変えなければならないことになり、このような不自然な組み合わせとなったと考えられる。

b. ⑭淫女が王に罰され、女形が割られる話

ある淫女が王によって罰せられ、「女形」が割られて、このことをきっかけにし、ウパーリは世尊に仮想の三つの状況の罪を聞いた。律藏因縁譚は条文が

規定されるきっかけであるので、起こった話が記載されるのが通常である。『摩訶僧祇律』のこの因縁譚のような仮想の状況について、世尊に罪の判定を尋ねるのは非常に特殊である。他の広律に見当たらないだけでなく、『摩訶僧祇律』他の条文の因縁譚にも見当たらない。

この事例では、壊形で淫行するならば波羅夷であると規定されている。「壊形」で淫行するというのは、女人の女根が壊され、比丘がこの壊された「形」で淫行するということである。以下の下線の所である。

時尊者優波離。因此姪女知時而問世尊。若有人割去其形。若有比丘於壊形中行姪。犯波羅夷罪不。佛言。波羅夷。又復問言。世尊。若形離其身。就此離形行姪。波羅夷不。佛言。得偷蘭罪。又復問言。世尊。此形還合瘡未愈於中行姪。犯波羅夷不。佛言。波羅夷。(T22.234c)

書き下し

時に尊者優波離、此の姪女に因みて、時を知りて而して世尊に問ふらく、「若し人ありて其形を割去せんに、若し比丘ありて壊形の中に於て姪を行ぜんには、波羅夷罪を犯するや不や」。佛言はく、「波羅夷なり」。又復問うて言さく、「世尊、若し形にして其身を離るのに、此の離れたる形に就いて姪を行ぜんには波羅夷なりや不や」。佛言はく、「偷蘭罪を得るなり」。又復問うて言はく、「世尊、此の形、還た合するも瘡未だ愈えざるに、中に於て姪を行ぜんには波羅夷を犯するや不や」。佛言はく、「波羅夷なり」と。⁽⁴¹⁾

この事例の中で、問題となるのは、壊された「形」で淫行するのが波羅夷罪になるという規定である。この因縁譚の規定は、『摩訶僧祇律』他の箇所の記事及び他の広律に書かれている規則と異なる。

『摩訶僧祇律』淫戒の条文解釈部分には、類似する表現が見られる。壊れた「形」で淫行するならば、偷蘭遮罪になると書かれている。

若女人身青瘀臃脹。於此行姪者波羅夷。身若壞爛偷蘭罪。身全枯乾者亦偷蘭罪。若以酥油水漬潤不壞行姪者。波羅夷。若形壞偷蘭罪。(T22.237c11)

書き下し

若し女人の身、青瘀臃脹せんに、此に於て姪を行ずるは波羅夷にして、身若し壞爛せるには偷蘭罪、身全く枯乾せるにも亦偷蘭罪なり。若し酥・油・水を以て漬け潤うて壞せざるものに、姪を行ずるは波羅夷にして、若し形壞せるには偷蘭罪⁽⁴²⁾。

また、他の広律、例えば、パーリ律には壊れた「形」に関する記述が見当たらないが、注釈書『サマンタパーサーディカー』(Samantapāsādikā)になると、壊れた「形」の記述が出て来る。罪の判定は『摩訶僧祇律』条文解釈の記述と同じく、偷蘭遮罪である。

『サマンタパーサーディカー』

相全体が、相の形を残しておらず、バラバラになり、大まかなつながりだけが残っていて壊れている場合は、「傷」に分類されるので、偷蘭遮⁽⁴³⁾である。

パーリ語

nimittasaṅṭhānaṃ pana anavasesetvā sabbasmiṃ nimitte chinditvā samantato tacchetvā uppāṭiṭe vaṇasaṅkhepavasena thullaccayaṃ. (Sp I, 264)

『十誦律』、「根本説一切有部律」及び『根本薩婆多部律攝』にも、壊れた「形」に関する記述があり、罪の判定は例外なく、偷蘭遮罪になる。以下の下線の所である。

『十誦律』第九誦

如佛所説。女人命終形體不壞行姪得波羅夷。云何名形壞。答。若女根爛若墮

若乾若虫嚙。是處行姪不得波羅夷。得偷蘭遮。若出精。得僧伽婆尸沙。⁽⁴⁴⁾

書き下し：

佛の所説の如し、女人命終して形體壞せざるには行姪すれば波羅夷を得と。
云何んが形壞と名づくや。答ふ、若し女根爛し若しは墮し若しは乾き若しは虫嚙
めるに是の處に行姪すれば波羅夷を得ず偷蘭遮を得、若し精を出だせば僧伽婆
尸沙⁽⁴⁵⁾を得。

「根本説一切有部律」条文解釈：

若於死人女三瘡不壞。隔等同前。入得波羅市迦。若苾芻於死人女三瘡損壞。
隔等同前。入得窣吐羅底也。⁽⁴⁶⁾

書き下し

若し死人女の三瘡不壞に於て……隔等は前に同じ……入れんに波羅市迦を得
ん。若し苾芻にして死人女の三瘡損壞せるに於て……隔等は前に同じ……入れ
んに窣吐羅底也⁽⁴⁷⁾を得ん。

『根本薩婆多部律攝』

若彼女根兩邊全在。名爲不壞。若内若外或時爛損。或被蟲傷。名之爲損。口
及下門四邊爛壞。名之爲壞。與此相違。名非損壞……或於被割女根。或於死女
根蟲蛆已潰。行非法者皆窣吐羅罪。⁽⁴⁸⁾

書き下し

若し彼の女根の兩邊全在なれば、名づけて不壞と為す。若しは内、若しは外、
或は時に爛損し、或は蟲に傷けられるれば、之を名づけて損と為す。口及び下門
の四邊爛壞すれば、之を名づけて壞と為す、此れと相違すれば、損壞に非ずと
名づく……或は被割女根に於て、或は死女根の蟲蛆に已に潰ゆるに於て非法を
行ずれば、皆窣吐羅罪⁽⁴⁹⁾なり。

以上、『摩訶僧祇律』に特有な因縁譚内部の不整合性を考察した。さらに、

これら不整合性は、元來に『摩訶僧祇律』他の箇所が存在する記述を淫戒因縁譚に強引に入れた作業によって、現れてきたと考えられる。

4. 『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚には、律の註釈書と相似する話が見られる。

前に述べたように、『摩訶僧祇律』の「因縁譚+前世譚」という形は他の律より新しいと考えられる。ここでは、前世譚だけでなく、『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚にあり、律の註釈書に相似する記述を整理する。この相似する記述によって、『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚に新しい要素が入れられた可能性を証明する。

a. 「耶舎が最初の犯罪者である」と世尊が叱った表現

淫戒の一回目の因縁譚は須提那（耶舎）が出家する前に結婚していた妻と淫行する話である。その中に、須提那（耶舎）が最初に不淨行を行った後に、世尊は彼を叱って、比丘たちを集めて、初めて戒条を作ったと書かれている。世尊は須提那（耶舎）を叱った表現について、パーリ律には、「愚人、汝は衆多不善法の最初の犯行者、先驅者なり」と書かれている。⁽⁵⁰⁾『四分律』はこれと類似する。⁽⁵¹⁾また、「根本説一切有部律」もパーリ律と類似し、「此の穌陣那は有漏中に於いて先に非法行不淨行を作す」となっている。⁽⁵²⁾

パーリ律の「最初の犯行者」という表現に対して、パーリ律の注釈書『サマタパーサーディカー』ではさらに「門を開く者」という表現が加えられた。⁽⁵³⁾そして、この同じ表現が『五分律』、『十誦律』と『摩訶僧祇律』では見られる。三律の表現は以下である。

『五分律』

汝初開漏門。(T22.3b)

『十誦律』

是愚癡人開諸漏門。(T23.1c13)

『摩訶僧祇律』

汝愚癡人最初開大罪門。未有漏患而起漏患。(T22.229b)

「門を開く者」はパーリ律に見られず、『サマンタパーサーディカー』に見られる表現なので、これは新しく出てきた表現であると考えられる。したがって、この表現を使う三律には、この新しい表現が挿入されたとも推察できる。

b. ⑫自ら口で淫行する話

この話は比丘の体が柔らかく、腰を折って、自分の口で淫行するということである。他の広律にも共通する例が見られる。内容がほぼ同じであるが、この比丘が出家する前の職業については、『摩訶僧祇律』と『サマンタパーサーディカー』だけに見られ、他の広律に見当たらない。『摩訶僧祇律』と『サマンタパーサーディカー』には、この比丘が元々「技兒」であるから、体が柔かいのである。他の広律には、これについての情報が見当たらない。

『摩訶僧祇律』

復次佛住舍衛城。廣説如上。有一比丘從南方來。先是伎兒。支節調柔姪欲熾盛。便於自口中行姪。行姪已即生疑悔。具白世尊。佛告比丘。汝不知佛制戒不得行姪耶。世尊。我知制戒。非謂自口。佛言。自口亦犯波羅夷。比丘於三處行姪。口大小便道。盡犯波羅夷。⁽⁵⁴⁾

書き下し

復次に佛、舍衛城に住して、廣く説きたまへること上の如し。一比丘ありて南方より來れり。先には是れ伎兒なりしかば、支節調柔にして姪欲熾盛なり、便ち自の口中に於て姪を行じ、姪を行じ已りて即ち疑悔を生じて具に世尊に白すに、佛、比丘に告げたまはく、「汝知らずや、佛の制戒、姪を行ずるを得ざることを」。「世尊、我れ制戒を知れるも、自の口を謂は非りき」。佛言はく、「自の口も、亦波羅夷を犯す。比丘、三處に於て姪を行ず、口と大小便道となり、

盡く波羅夷を犯ず」⁽⁵⁵⁾と。

『サマンタパーサーディカー』

背中の柔軟な者の事例において、聞くところによると、その比丘は以前ダンサーであり、技を磨くために練習したところで彼の背中が柔軟であったという。それ故、そのようなことができたのである。⁽⁵⁶⁾

パーリ語

mudupiṭṭhikavatthumhi so kira bhikkhu naṭapubbako tassa sippakosallattham parikammakatā piṭṭhi mudukā ahoṣi, tasmā evaṃ kātuṃ asakki. (Sp I.277-278)

『善見律毘婆沙』

弱者。此比丘先是妓兒是故脊弱。⁽⁵⁷⁾

他の広律には、この話がただ比丘の体が柔らかいと書かれている。「伎兒」についての記述が見当たらない。以下である。

パーリ律：

その時一比丘の弱脊なるあり。彼は憂苦に壊かれて己が生支を口に啣へぬ。彼に悔心……「……波羅夷なり」⁽⁵⁸⁾と。

パーリ語

tena kho pana samayena aññataro bhikkhu mudupiṭṭhiko hoti. so anabhiratiyā pīlito attano aṅgajātaṃ mukhena aggahesi. tassa kukkucaṃ...pārājjikaṃ ti. (Vin III.35)

『四分律』

爾時有比丘體軟弱。以男根内口中。彼疑我將無犯波羅夷耶。佛言犯。⁽⁵⁹⁾

書き下し

爾の時比丘あり、體軟弱なり、男根を以て口中に内れ、彼れ疑ふ、『將た波

羅夷を犯すことなからんや』。佛言はく、『犯す』⁽⁶⁰⁾。

『五分律』

有一比丘身體弱。以男根自刺口中亦如是。⁽⁶¹⁾

書き下し

一比丘ありて、身體が弱き、男根を以て自ら口中に刺すのも亦た是れの如く。

「根本説一切有部律」

爾時室羅伐城中有一長者。於同類族娶女爲妻。得意相親歡樂而住。未久之間便生一子。腰脊軟弱猶如猫兔。經三七日歡會宗親。其父以兒告諸親曰。此兒今者欲作何名。衆人議曰。此兒腰軟應與立字名爲弱腰。即此童兒年漸長大。便於善說法律而求出家。既出家已於所住聚落而行乞食。攝護威儀諸根無亂。善防心意還詣所居。飯食訖收衣鉢洗足。已入房中欲染心發。便以生支內自口中而受欲樂。後於異時有諸苾芻。因看房舍既入房已。見彼弱腰作如是事情懷悒歎而問之曰。具壽。汝作何事。報言。我受欲樂。苾芻報曰。豈非世尊制行姪法。報言。具壽。佛遮於他。不制於自。時諸苾芻聞是語已。不嫌不喜捨之而去。往詣佛所如常威儀以事白佛。佛言。於他尚制。況復自身。此之癡人犯波羅米迦。若苾芻作行欲心爲受樂意。起自生支內著口中。或以他根入自口內。得根本罪。⁽⁶²⁾

書き下し

爾の時室羅伐城中に一長者あり、同類族に於て女を娶りて妻を爲し、意を得て相親しみ歡樂して住せり。未だ久しからざる間に便ち一子を生ぜるも、腰背軟弱にして猶し猫兔の如くなりき。三七日を経て宗親を歡會し、其父は兒を以て諸親に告げて曰はく、「此兒今者何の名をか作さんと欲すべき」。衆人議して曰はく、「此兒の腰軟なれば應に與に字を立てて名けて弱腰と爲すべし」。即ち此の童兒年漸く長大せしに、便ち善說法律に於てして出家を求め、既にして出家し已るに所住の聚落に於てして乞食を行じ、威儀を攝護して諸根亂すなく、善く心意を防ぎて所居に還り詣り、飯食し訖りて衣鉢を收め洗足し已りて房中

に入りしに、欲染心發起ければ便ち生支を以て自の口中に内れて欲樂を受けぬ。後に異時に於て諸苾芻あり因みて房舎既を看んとし、既にして房に入り已るに彼れ弱腰の是の如きの事を作して情に悵歎を懷けるを見て之に問うて曰はく、「具壽、汝何事をか作せる」。報じて言はく、「我れ欲樂を受けしなり」。苾芻報へて曰はく、「豈に世尊は行姪法を制したまへるには非ざりしや」。報じて曰はく、「具壽、佛は他に於てするを遮したまへるも自に於てするを制したまはざりき」。時に諸苾芻は是語を聞き已るに、嫌はず喜ばずして之を捨て、去り、佛所に往詣し常の威儀の如くして事を以て佛に白すに、佛言はく、「他に於てすら尚ほ制せり、況んや復自身をや、此の癡人は波羅市迦を犯ぜり。若し苾芻にして行欲心を作して受樂の意を爲し、自の生支を起こして口中に内著し、或は他根を以て自の口内に入れんには根本罪を得ん。⁽⁶³⁾

上記のとおり、『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚の中、律の注釈書と一致する表現を調査した。これら律より後の時代に新しくできた記述が、『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚の中に混ぜ込まれたことは、『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚は他律より新しいと想定できる。

7 結語

『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚をめぐる、違『摩訶僧祇律』にある戒因縁譚の形が古いのか、他の広律の形が古いのかを考察するため、『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚の中で、因縁譚に相応しくない箇所、因縁譚にある新しい表現、及び『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚自身の不整合性を検討した。これらから、本論は現在の『摩訶僧祇律』の淫戒因縁譚は、他の律の淫戒因縁譚より、新しいと結論した。

ここで逆の可能性を考えてみよう。『摩訶僧祇律』の方が古いとすれば、これら『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚に特有な話は元々因縁譚にあったことになる。しかし、そうすると、解決できない問題が多く残されている。例えば、因縁譚

であるのに、なぜ因縁譚としての役割を果たさないのか説明できない。因縁譚として登場しているのに、なぜ条文に何も反映されていないのかも説明できない。

また、これら因縁譚が元々因縁譚にあったとすれば、パーリ律などの広律はこれらの話を因縁譚から取り出し、他の箇所に入れたことになる。ゆえに、条文解釈、判例集及び律の注釈文献と類似する表現があることになる。しかし、この仮説にも難点がある。なぜなら、上記した因縁譚の不整合の問題が解決できないからである。例えば、難提の話のように、話の内容と世尊の判定の間のずれがある。同じ行為に対する異なる判定が加えられているなどの不整合性がある。よって、この逆の可能性は低いと考えられる。

ゆえに、上記の調査で示したように、現在の『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚は、本来因縁譚でなかった話が因縁譚に挿入されたことによって、新しく成立されたと考えられる。

さらに、新しい要素が挿入される前の『摩訶僧祇律』があったと考えられる。これに新しい要素が挿入され、現在の『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚になったと想定できる。『摩訶僧祇律』が編纂されてきた中で、何らかの理由で、元々他の箇所に存在した事例が淫戒因縁譚に挿入される作業があったと考えられる。

佐々木閑(2016)は、現在の『摩訶僧祇律』は二度編纂された可能性があると指摘している。本論の結論も、『摩訶僧祇律』淫戒因縁譚はこのように二度にわたって編纂された可能性が高いと考える。

略号表

Sp	Samantapāsādikā (Vinaya-aṭṭhakathā), ed. J. Takakusu, M. Nagai, PTS London 1924-1947
T	Taishō shinsyū daizōkyō 大正新脩大藏經
Vin	Vinayapīṭaka, ed. H. Oldenberg, London 1879-1883

参考文献：

上田天瑞譯・平川彰解説・竹村牧男校訂 1974『国訳一切経』律部 7 (『十誦律』)
大東出版社.

境野黄洋譯・竹村牧男校訂 1975『国訳一切経』律部 1 (『四分律』) 大東出版社.

境野黄洋譯・竹村牧男校訂 1974a『国訳一切経』律部 4 (『四分律』) 大東出
版社.

境野黄洋譯・竹村牧男校訂 1974b『国訳一切経』律部 17 (『根本薩婆多部律攝』)
大東出版社.

佐々木閑 2012「律蔵の解体的研究—序説—」『禅学研究』第 90 号 :1-21.

佐々木閑 2011「波羅夷罪の成立史の考察—比丘の波羅夷第四条—」『印度學
佛教學研究』60 (1) :212-220.

佐々木閑 2016「第二結集記事における『摩訶僧祇律』の特殊性—なぜ十事
が現れないのか—」『インド学チベット学研究』第 19 号 :1-30.

平川彰 1993『二百五十戒の研究』I 春秋社.

高楠順次郎他 1936『南伝大蔵経』律蔵 1, 大正新脩大蔵経刊行會.

山極伸之 1996「律規定の展開におけるサマンタパーサーディカーの意義」『印
度學佛教學研究』45 (1) : 410-406.

Clarke, Shayne. 2001「四分律の撻度成立に關する—考察—特に波羅夷學悔
の規定をめぐって」『印度學佛教學研究』49 (2) : 923-921.

Clarke, Shayne. 2009 “Monks Who Have Sex: Pārājika Penance in Indian
Buddhist Monasticisms.” *Journal of Indian Philosophy*, 37/1: 1-43.

西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂 1974『国訳一切経』律部 8 (『摩訶
僧祇律』) 大東出版社.

西本龍山譯・竹村牧男校訂 1976『国訳一切経』律部 19 (『根本説一切有部律』)
大東出版社.

注

(1) 高楠順次郎他(1936,36) パーリ語は「yo pana bhikkhu bhikkhūnaṃ

sikkhāsājīvasamāpanno sikkham apaccakkhāya dubbalyam anāvikatvā methunam dhammam patiseveyya antamaso tiracchānagatāya pi, pārājiko hoti asamvāso'ti」で
ある。(Vin III ,23)

- (2) 平川 彰 (1993,143-144)
- (3) 『摩訶僧祇律』 (T22.0229a)
- (4) 『摩訶僧祇律』 (T22.0229c)
- (5) 『摩訶僧祇律』 (T22.0231c)
- (6) 西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂 (1974,42)
- (7) 『摩訶僧祇律』 (T22.0232a)
- (8) 西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂 (1974,40)
- (9) 西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂 (1974,41)
- (10) 西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂 (1974,42)
- (11) 西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂 (1974,46)
- (12) 西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂 (1974,48)
- (13) 西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂 (1974,48)
- (14) 西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂 (1974,49)
- (15) 西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂 (1974,49)
- (16) 西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂 (1974,49)
- (17) 西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂 (1974,50)
- (18) 西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂 (1974,50)
- (19) 西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂 (1974,50)
- (20) 西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂 (1974,51)
- (21) 西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂 (1974,52)
- (22) 西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂 (1974,53)
- (23) 西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂 (1974,57)
- (24) 西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂 (1974,57)
- (25) 西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂 (1974,58)
- (26) 西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂 (1974,58)
- (27) 『四分律』受戒撻度之四 (T22.809a)
- (28) 『五分律』 (T22.182c)

- (29) 『十誦律』(T23.2c)と『十誦律』(T23.425a)
- (30) 『根本説一切有部毘奈耶雜事』卷第十(T24.245a)
また、「根本説一切有部律」他の箇所も相関する内容がある。『根本説一切有部百一羯磨』卷第五授其學法白四(T24.476b)参照。
- (31) 『摩訶僧祇律』卷第二十六明雜誦跋渠法之四(T22.441a26)
- (32) Shayne Clarke (2011,924)
- (33) Shayne Clarke (2009,17-19)
- (34) Shayne Clarke (2009,23-24)
- (35) Shayne Clarke (2009,25-26)
- (36) Shayne Clarke (2009,26)
- (37) 西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂(1974,40)
- (38) 西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂(1974,44)
- (39) 西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂(1974,43)
- (40) 西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂(1974,58)
- (41) 西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂(1974,52)
- (42) 西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂(1974,66)
- (43) 佐々木閑氏・山極伸之氏が個人的な研究会で作成した未定稿を使わせていただいた。
- (44) 『十誦律』(T23.379a)
- (45) 上田天瑞譯・平川彰解説・竹村牧男校訂(1974,261)
- (46) 「根本説一切有部律」(T23.630c)
- (47) 『十誦律』(T23.379a)
- (48) 『根本薩婆多部律攝』(T24.533b)
- (49) 『根本薩婆多部律攝』境野黄洋譯・竹村牧男校訂(1974b, 32-33)
- (50) 高楠順次郎他(1936,32)パーリ語: bahunnamkho tvam moghapurisa akusalānam dhammānam ādikattā pubbaṅgamo.(Vin III, 21)
- (51) 『四分律』(T23.1c)
- (52) 「根本説一切有部律」(T23.29b)
- (53) 『サマンタパーサーディカー』:「実に〔お前は〕多くの中で乃至最初の者、先駆者であるとは、教えと関連しておっしゃったのである。〔お前は、この教え

において、多くの人々の中で、諸不善法の最初の者である。一等最初になしたからである。先駆者である。[それは]一等最初にその道に入ったからである。門を開く（与える）者、やり方を示す者という意味である。」（佐々木閑氏・山極伸之氏が個人的な研究会で作成した未定稿を使わせていただいた）パーリ語： *bahuṇṇaṃkho-pe-ādikattā pubbaṅgamo ti sāsanaṃ sandhāya vadati. imasmim sāsane tvam bahunṇaṃ puggalānaṃ akusalānaṃ dhammānaṃ ādikattā, sabbapaṭhamaṃ karaṇato pubbaṅgamo sabbapaṭhamaṃ etaṃ maggaṃ paṭipannattā dvāraṃdado, upāyadassako ti vuttaṃ hoti.*(Sp I, 221)

- (54) 『摩訶僧祇律』(T22.0234a)
- (55) 西本龍山譯・平川彰解説・竹村牧男校訂(1974,50)
- (56) 佐々木閑氏・山極伸之氏が個人的な研究会で作成した未定稿を使わせていただいた。
- (57) 『善見律毘婆沙』(T24.0725c)
- (58) 高楠順次郎他(1936,55)
- (59) 『四分律』(T22.973a)
- (60) 境野黄洋譯・竹村牧男校訂(1974a,169-170)
- (61) 『五分律』(T22.0182c)
- (62) 「根本説一切有部律」(T23.631b)
- (63) 西本龍山譯・竹村牧男校訂(1976,36-37)

